

企業の活性化で地域の発展を

3月
定例会

1日～18日

2月臨時会は2月16日に開かれ、工事の契約変更など3議案を可決しました。
3月定例会は、3月1日から18日まで18日間開かれ、補正予算や企業立地促進のための条例の制定などを審議しました。
また、広域ごみ処理施設の建設工事期間中の高砂市の「ごみの処理に関する事務委託の協議」を含む30議案を審議し、すべて原案通り可決しました。(12ページ参照)

また、平成28年度一般会計など7会計の当初予算と、第4次播磨町総合計画基本計画の変更は、予算特別委員会を設置して6日間の集中審査を行いました。(4～9ページ参照) その結果、委員会・本会議とも原案通り可決しました。
なお、一般質問は会派を代表して議員4人が新年度施政方針をただしました。(10～11ページ参照)



▲鳥の目線から見る播磨町臨海部

条例 転入企業に緑地面積・固定資産税に軽減策

播磨町の産業の発展には、新たな企業の進出や、既存の企業の事業展開を支える必要があります。そのため、企業の誘致や引き留めを図り、引き続き地域経済を支えるための緑地面積の緩和や固定資産税の減額などの条例を可決しました。
緑地面積の緩和は、区域を新島と東新島に限定します。製造業を対象とし、企業の緑地面積率を20%以上から1%以上に緩和します。
次に、本社機能を東京から本町に移転する企業を対象に、申告に基づき固定資産税を3年間減額

賛成討論

樹木は地球温暖化対策に有効だが、地域経済の活性化、町財政の安定も考慮し、賛成する。

質疑

問 なぜ町内での移設も奨励金交付対象とするのか。町内事業者による新設や増設も対象に加えるべきでは。
答 対象地域を限定し、産業集積という目的も含んだ移設である。増設より町外からの転入を最

条例 南小に第二学童保育所

児童数の増加に伴い、平成28年4月から播磨南小学校に第二学童保育所を開設する条例を可決しました。
なお、第二学童保育所の運営は、現在、南小第一学童保育所の指定管理者である高砂キッズ・スペースが一体的に行います。

協定 高砂市のごみを分担処理

現在、東播磨2市2町ではごみ処理の広域化を進めており、新たなごみ処理施設を現在の高砂市のごみ処理施設用地に建設する予定です。
工事期間は平成28年度中から平成33年度までの5年間を予定しています。期間中は高砂市が単独でごみ処理を行うことができません。
そのため、工事期間中に高砂市から排出されるごみは、加古川市と播磨町で分担して処理することになりました。その業務に必要な規約と協定を可決しました。
規約では、対象となるごみを事業系の可燃ごみに限定しています。また、このごみ処理の経費は高砂市が負担します。
協定では高砂市から搬入される可燃ごみの搬入

質疑

問 高砂市の許可を受けた事業者数とごみの搬入経路、搬入経費はいくらか。
答 事業者は3者で、経路は明姫幹線の瓜生交差点を右折し新島に入る。経費は年間1800万円の見込み。

条例 事業系のごみ処理手数料を増額

一般廃棄物のごみ手数料は、平成18年4月から現在まで改正を行っていません。
今回の条例改正は、事業系ごみの処理手数料を10キログラム当たり80円から130円に改定するものです。
ごみ搬出者の受益者負担の適正化や、近隣市町と均衡を図るため、事業系ごみの処理手数料を定める条例の改正を可決しました。

反対討論

今回の見直しは、小規模商店には大きな負担となる。本条例は改正すべきではない。

補正予算 子どもの医療費を増額

| | |
|------------------|----------|
| 乳幼児・子ども医療費の増加に対応 | 440万円 |
| 行政情報のセキュリティの強化 | 4098万円 |
| インターネットによる在宅就労支援 | 100万円 |
| 南中の東校舎の大規模改造※ | 1億1917万円 |

※3月に発表された国の補正予算の対象となったため、補正予算として追加します。

予算 コミバス、平成28年度に実証運行 実証運行削除の修正案は否決

新年度当初予算7件の議案は3月2日に提案され、予算特別委員会に付託し、慎重に審査が行われました。
中でも、一般会計のコミバスの実証運行業務が大きな争点となりました。特に実証運行にかかる利用状況の実態調査や運行経費、補助金などに対して活発な質問が行われました。
その結果、4人の委員からコミバスの実証運行業務を削除する修正案が提出されました。予算特別委員会では原案とあわせて審査し、採決した結果、修正案を否決しました。
本会議では、予算特別委員会での審査結果を受け、討論が行われた後、採決し可決しました。(討論は5ページ参照)